

マイカーは「走る税金」？



名前に自動車ってつく税金多すぎじゃね？

たしかに自動車に関する税金は多いですね。自動車を購入した場合には、**自動車取得税**や**自動車重量税**がかかります。さらに、**自動車重量税**は車検のたびにかかってきます。そして、自動車を所有していれば、毎年、**自動車税**や**軽自動車税**がかかります。名前に自動車とはついていませんが、ガソリンを入れたときには**揮発油税(ガソリン税)**もかかりますね。



なるほど！マイカーは「走る税金」だね！

軽自動車税が変わります！



平成28年度から二輪車及び小型特殊自動車は全て新税額となります。軽自動車（三輪・四輪）については、「初度検査年月（新車として初めて登録された年月）」により税額が変わります（初度検査年月は車検証に記載されていますのでご確認ください）。

お持ちの車両の税額については、4月中旬に送付される納税通知書をご覧ください。



二輪車及び小型特殊自動車



原付50cc以下	2,000円	小型	農耕作業用（トラクターなど）	2,400円
原付50cc超90cc以下	2,000円	特殊	その他（フォークリフトなど）	5,900円
原付90cc超125cc以下	2,400円		軽二輪（125cc超250cc以下）	3,600円
ミニカー	3,700円		二輪の小型自動車（250cc超）	6,000円



軽自動車（三輪・四輪）



		初度検査年月が平成27年3月以前の車両	初度検査年月が平成27年4月以降の車両	初度検査年月から13年を経過した車両	
三輪	乗用	3,100円	3,900円	4,600円	
	貨物	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規登録された車両で、環境性能に優れた車両については、平成28年度に限り軽自動車税の軽減が適用されます。

軽自動車税は、4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税され、4月30日の納付期限までに納める税金です。

問い合わせ・ご相談 町民税務課税務係 ☎46-1372

おらほの納税教室 第6話

ゼイコッフ



次号につづく

ペンネーム★リョーコ

今月の税

軽自動車税……………全期	納付期限	口座振替日
国民健康保険税……………第1期	5月2日(月)	4月25日(月)



忘れないよう、早めに準備しましょう！